定による医療法人情報（法第六十九条の二第三項に規定する「医療法人情報」をいう。以下同じ。）の提供に係る事務の全部を委託するときは、機構。以下この節において同じ。）に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、委託の申出をするものとする。

一　委託申出者が国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体（以下「公的機関」という。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該公的機関の名称

ロ　担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二　委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（第三十九条の六の見出しを除き、以下「法人等」という。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

ロ　当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三　委託申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四　委託申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項

イ　当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六　統計の作成等に必要となる医療法人情報に係る年次その他の当該医療法人情報を特定するために必要な事項

七　委託に係る統計の作成等の内容

八　統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。以下同じ。）の利用目的

九　統計の作成等の委託をする者が第三十九条の二の三第二項各号に掲げる者に該当しない旨

十　前各号に掲げるもののほか、第三十九条の二の三第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからハまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　第三十九条の二の三第一項第一号に該当する申出　次に掲げる事項

(1)　統計成果物の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(2)　研究の成果を公表する方法

(3)　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

(4)　統計成果物の提供を受ける方法及び年月日

(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項